

被保険者は、65歳以上の第1号被保険者、医療保険に加入している40歳から65歳までの第2号被保険者に分かります。前者は、それぞれの心身の状態に合った介護サービスが受けられ、後者は、老化が原因とされる16種類の病気と認定された場合、サービスが受けられます。

次に、要支援、要介護の認定ですが、認定事務センターへ必要書類を提出し、専門家が審査し、認定します。結果、要介護1～5の場合、居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネージャーと相談し、ケアプランを作成し、各種サービスの利用を開始します。要支援1・2の場合、地域包括支援センターを窓口として、サービス利用開始に繋がります。サービスの内容は、通い・訪問・泊まりの複合的なもの他、福祉用具貸与や購入、住宅改修などもあります。いずれのサービスにも利用限度額がありますが、費用が、一定の上限金額を超えた場合の利用者負担の軽減制度もあります。

これまでは、介護サービスを実際に受けるという事が前提でしたが、「サービスを利用するその前に」と題して一般介護予防事業のお話もありました。例えば、社会福祉施設等で、施設利用者の方の話し相手等の「ちょっとしたお手伝い」をしてくれた人に、介護予防ポイント(活動時間に応じて交付、1ポイント=100円に換金)がもらえます。大阪市社会福祉協議会が窓口になっているそうです。他に百歳体操、元気塾などもあるという事でした。認知症アプリの活用もおすすめだそうです。

後半は、松藤氏から、介護保険サービスと障がい福祉サービスの違いのお話でした。障がい者が65歳になった時も介護認定を受け、サービスを利用するという流れですが、そこで、問題が発生します。障がい支援区分と要介護度の主な考え方の違いから、出来たり、出来なかったりする場合、前者はできない状況に基づく評価を行います。後者はより頻回な状況に基づき評価します。サービスの考え方が異なる状況の中、65歳に達したという理由で、介護保険サービスに移行することに無理が生じます。そこで、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスを優先的に利用するものですが、申請者の個別の状況に応じ、障がい福祉サービスを継続して受けられるよう、相談支援専門員と介護支援専門員が連携を行うことも重要です。

わが子が65歳になった時に、自分は果たして生きているのか?生きていても判断能力はどうか?と想像しても答えは出ません。上手にサービスを利用する

ために、今からサービスの利用に慣れていくことが、障がいの軽い重いに関係なく必要であると改めて認識しました。講師のお二人も育成会にはご縁があるという事で、熱心に丁寧に説明していただき、より理解が深まった勉強会でした。(会員向け勉強会風景)



## 事業所さん紹介(10)

### NPO法人ソレーユ ささら作業所

#### ◆事業所の紹介・特長

当事業所の特徴として三点を紹介します。

##### 1) 仕事の種類

ささら作業所での基本的な仕事には納期や、ノルマがなく仕事の種類も一定なため、毎日異なる仕事を覚えなおすことがなく利用者さんに安心して通っていただいています。

またダンボール関係の機械作業などもあり、希望される利用者さんには機械作業や、機械作業の補助に挑戦していただいています。自動の機械を導入していますので、機械作業、機械作業補助ともに負担にならない簡単な作業がほとんどです。

2019年度より、公共施設の施設外就労としての清掃業務も依頼され取り組んでいます。

〈小豆島一泊旅行～「二十四の瞳」映画村にて～〉



##### 2) レクリエーション

レクリエーションは地域の皆様と協力し合って、イベントを実施しています。

1月には初詣、2月には節分祭で空手の奉納をする等、春には遠足やバーベキュー、夏には一泊旅行、秋にはミニ運動会、年末にはクリスマス会や餅つき等、